

農地制度改革に関する研究会（2）——これまでの総括——

北海道の酪農専業地帯における農地問題と農協出資型生産法人

北海道大学大学院 研究員（現北農中央会酪農畜産課） 菅沼 弘生



これまで私は、道内各地の酪農地帯を訪問し、そこでの実態調査を通じて農地問題に関する研究を進めてまいりました。多くの地域が様々な問題を抱えていることがわかったのですが、そのような中で農協や農業生産法人が主体となって農地問題を解決しようとしている事例にいくつか巡り会いました。今日は、それらの中から三つの事例を紹介いたします。そして、農協が農地問題に関してどのような考えを持っているのか整理してみましたので、その分析結果も報告させていただきます。

一、酪農地帯における農地問題の発現

事例紹介に入る前に、農地問題が発生した要因について考えてみたいと思います。そもそも北海道の酪農地帯は、八〇年代中盤まで農地移動が活発でした。そこでの農地調整方式は農家間の農地取得競争をベースとしていましたので、多くの農家は増反に主眼を置いていたといえます。しかし、農地の受け手は地域間で偏在していたので、飛び地や未利用地が発生するようになりました。また、農地面積が一定規模に到達するようになると、農家の農地取得意欲が低下してきますので、合理的な土地利用方式の形成が求められるようになってきました。つまり、このような問題を緩和させるための対策が求められてきたといえます。

表1 八雲酪農の展開過程

| | 酪農家 戸数 (戸) | 乳牛飼養 総頭数 (頭) | 平均 頭数 (頭) | 平均 乳量 (t) | 酪農家 減少率 (%) |
|------|---------------|-----------------|--------------|--------------|----------------|
| 1950 | 605 | 2,195 | 3.6 | 5.0 | |
| 1955 | 679 | 3,207 | 4.7 | 8.7 | ('50 → '60) |
| 1960 | 910 | 5,128 | 5.6 | 11.0 | — 50.4 |
| 1965 | 707 | 5,962 | 8.4 | 16.9 | ('60 → '70) |
| 1970 | 526 | 7,420 | 14.1 | 31.2 | 42.2 |
| 1975 | 406 | 9,042 | 22.3 | 53.0 | ('70 → '80) |
| 1980 | 329 | 11,747 | 35.7 | 95.2 | 37.5 |
| 1985 | 284 | 12,150 | 42.8 | 134.5 | ('80 → '90) |
| 1990 | 254 | 12,490 | 49.2 | 176.8 | 22.8 |
| 1995 | 208 | 12,182 | 58.6 | 231.6 | ('90 → '00) |
| 2000 | 160 | 11,225 | 70.2 | 281.3 | 37.0 |

資料) 八雲農協資料より作成。

その場合、個別の農家間の対応を越えた、地域的な対応が必要とされました。具体的には、交換分合の実施や農協出資型法人による農地の流動化や保全などを挙げる事ができます。以下では、後者の農協出資型法人に着目しまして、その設立の背景や目的について報告していきたいと思います。

二、広域的な農地移動による飛び地の発生と

農地所有再編

— 八雲町の事例 —

まずはじめに、八雲町の事例を紹介します。ここは農地需給のバランスが地域ごとに異なっています。したがって、出作・入作によって農地需給が均衡するといった特徴を有しています。こうした特徴は何も八雲町だけでなく、たとえば白糠町などでも確認できました。白糠町では上流の沢地帯での離農が激しかったため、中・下流部集落からの出作が展開していたのです。しかし、九〇年代に入ると隣接農地の取得が可能になってきたので、こうした展開はだんだん少なくなってきました。事実、紋別市では遠隔地にある借地を返還する動きが確認できるのです。

酪農の場合、収穫適期が短く、しかも一定の期間に集中しますから、出作地における機械、それと労働力に係るコストは割高になります。したがって、農地の需給バランスが緩和してくると、出作地からの撤退が始まります。出作地における土地利用問題の発現と言えましょう。この傾向は八雲町でも確認できます。八雲町では、第二次構造改善

表2 集落別の酪農経営の特徴（八雲町）

単位：ha

| | | 酪農/酪農家数 | 戸当り経営耕地 | 戸当り牧草面積 | 戸当りデントコン面積 | 戸当り種子馬鈴薯面積 | 戸当り借入面積 | 普通畑/畑地 |
|--------|-----|---------|---------|---------|------------|------------|---------|--------|
| 酪農專業集落 | 桜野 | 0.0 | 30.0 | 21.6 | 4.9 | 0.3 | 7.2 | 68.5 |
| | 鉛川 | 0.0 | 30.5 | 21.0 | 3.5 | 0.0 | 3.5 | 10.9 |
| | 立岩 | 7.1 | 21.9 | 17.3 | 4.1 | 0.0 | 4.7 | 23.1 |
| | 花浦 | 10.0 | 26.5 | 14.8 | 7.1 | 0.0 | 2.7 | 46.3 |
| | 春日一 | 25.0 | 26.4 | 17.2 | 7.5 | 0.4 | 3.9 | 28.4 |
| | 黒岩 | 33.3 | 30.8 | 22.1 | 0.7 | 0.0 | 7.8 | 59.7 |
| | 春日二 | 33.3 | 26.2 | 19.2 | 4.5 | 0.5 | 2.6 | 25.6 |
| | 上八雲 | 55.6 | 39.2 | 29.3 | 4.6 | 1.0 | 3.3 | 37.3 |
| 小計 | | 20.5 | 28.9 | 20.3 | 4.6 | 0.3 | 4.5 | 37.5 |
| 酪農畑作集落 | 大新 | 70.1 | 21.8 | 16.8 | 5.1 | 0.9 | 4.7 | 46.4 |
| | 浜松三 | 75.0 | 43.0 | 21.2 | 4.6 | 0.9 | 8.9 | 31.0 |
| | 浜松一 | 77.8 | 26.1 | 28.1 | 4.9 | 1.0 | 5.8 | 37.3 |
| | 春日 | 84.6 | 25.1 | 16.1 | 3.0 | 1.3 | 2.6 | 64.2 |
| | 柏木 | 90.0 | 23.3 | 14.2 | 4.9 | 1.1 | 6.3 | 100.0 |
| | 山崎 | 91.7 | 31.2 | 19.6 | 4.6 | 1.5 | 12.8 | 31.4 |
| | 熱田 | 100.0 | 22.5 | 14.0 | 3.9 | 1.2 | 4.3 | 48.5 |
| | 山越四 | 100.0 | 21.1 | 10.1 | 4.0 | 1.4 | 7.0 | 38.0 |
| 小計 | | 86.1 | 26.8 | 17.5 | 4.4 | 1.2 | 6.6 | 49.6 |
| 計 | | 53.3 | 27.9 | 18.9 | 4.5 | 0.7 | 5.5 | 43.5 |

資料) 八雲町アンケート（1994年12月）より作成。

注1) 集落の酪農家数に占める酪農畑作経営の割合が70%以上の集落を酪農畑作集落（以下、酪農集落）、70%未満の集落を酪農專業集落（以下、酪專集落）とした。

注2) 普通畑/畑地は農業センサス（1990年）より集計。

事業、それと後のバルククーラーの普及により、酪農家の規模拡大が実現しました。それと同時に、離農も多発しました。表1の右端に酪農家の減少率を一〇年おきに示しておきましたが、これをみると、六〇年代以降、一〇年間に約三〇%の農家が減少していることがわかります。この動きは、八〇年代にやや鈍化したのですが、九〇年代に入ると再び現れます。そして、このことを反映して、八〇年代前半まで売買中心で活発に展開していた農地移動は、八〇年代後半以降、売買、借地とも減少し、九〇年代に入ると再び活発になります。

八雲町の農家は、酪農專業経営と酪農畑作経営の二タイプが主流となります。表2に示しましたように、酪農專業経営は泥炭地区や丘陵・高台に、酪農畑作経営は平坦地に主に分布しています。酪農專業経営は、地理的条件の制約によって、畑作との複合経営から酪農專業経営へと移行してきたのです。種子馬鈴薯の作付面積をみれば、これら二タイプの差がおわかりいただけるでしょう。

表3には属人てみた集落別の経営耕地面積を記しています。表の最上段をご覧ください。酪專集落では九〇年の一、五八二畝がピークとなっています。他方、酪農集落では九〇年以降も増加して

表3 集落別の経営展開（八雲町）

| 経営耕地面積 (ha) | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1970 | 1975 | 1980 | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 |
| 酪専集落 | 1,185 | 1,380 | 1,452 | 1,562 | 1,582 | 1,488 | 1,425 |
| 酪畑集落 | 1,506 | 1,621 | 1,768 | 1,931 | 2,027 | 2,166 | 2,196 |
| 八雲町全体 | 2,691 | 3,001 | 3,220 | 3,493 | 3,609 | 3,654 | 3,621 |

| 耕地面積増加率 | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | '70 → '80 | '80 → '90 | '90 → '00 | '70 → '00 |
| 酪専集落 | 22.5 | 8.9 | -9.9 | 20.2 |
| 酪畑集落 | 17.4 | 14.7 | 8.3 | 45.8 |
| 八雲町全体 | 19.6 | 12.1 | 0.3 | 34.5 |

資料) 農業集落カードより作成。

注1) 花浦1区は1970、1975年のデータ欠如のため、除外して集計。

注2) 一部の旧水田地区（野田生4区、野田生5区）は除外して集計。

います。この差は、離農跡地の取得の有無によって生じたものです。つまり、酪専集落は、離農跡地が集落外農家によって取得されたために、属人でみた耕地面積は減少しています。これに対して酪畑集落は、集落外の離農跡地の取得によって耕地面積が増加しているのです。すなわち、酪専集落と酪畑集落との間で農地の広域調整が行われているのです。こうした調整が一九九〇年以前から行われているのは、すでに実態調査の中で確認しています。

しかし、これまで比較的離農が少なかった酪畑集落においても、九〇年代に入ると離農件数が増加してきます。それに伴い、集落内の離農跡地が規模拡大農家にとつてのファンドとなったのです。ただし、この農地を取得するには資金が必要ですから、集落外にある飛び地を売却しなければなりません。そうなると酪専集落では農地が過剰となりますから、その資産価値の低下が避けられなくなります。

こうした状況に直面した旧八雲町農協は、入作集落、すなわち酪専集落の農家を構成員とした余剰農地の受け皿法人の設立を構想しました。そして、この法人の運営を通じて、酪専集落では法人による土地利用型酪農の展開を、酪畑集落では離農跡地をファンドとした交換分合の実施を期待しているのです。

この法人は「活性化法人」と仮称されています。そして、入作の多い酪専集落である上八雲集落がモデル地区に選定され、そこでの法人の設立が目指されているのです。現在、そのための懇談会が定期的に開催されています。しかも、この懇談会を通じて、「農地の流動化が停滞するとその資産価値が低下してしまうこと」、「それに歯止めをかけるには新たな新規参入者の育成や土地利用型酪農を実践する担い

手の出現が不可欠なこと」などがすでに農家間で確認されています。また、北海道農業会議や北海道担い手センターと連携した新規参入者受け入れ対策も確立されましたし、さらには、法人の具体的な経営内容も検討されはじめています。それは、「牧草販売、育成牛受託を主体とする」、「搾乳施設を持たない軽装備な経営とする」といった特徴を有しています。

また、法人は集落内の離農跡地を取得した上でそれらを集積し、飼料生産を行う予定となっています。また、構成員の所有地については、構成員から賃借することになります。これにより、法人は集落内の農地を網羅することになり、団地的な土地利用も実現します。要するに、酪農家の作業効率の向上を通して、限界地の有効利用にも貢献する法人の設立を目指しているのです。

三、離農跡地の有効利用と農協出資型法人

―別海町・中春別地区の事例―

都府県同様、北海道においても九〇年代以降、農業生産構造の脆弱化が顕著になってきています。そのため、地域連携型法人の育成など、農地保全の仕組みに関する政策が確立されてきました。そのような事例は、水田地帯や畑作地帯には多く存在しますが、酪農地帯にはほとんど存在しません。酪農における土地利用は、生乳生産のための飼料生産という迂回性を有しているので、酪農地帯の法人は、土地利用型部門に関わる事業展開を行いづらいのです。それゆえ、酪農地帯では、

公的部門による農地保全の仕組みの確立が求められているといえます。そこで、以下では、すでにそのような取り組みを行っている中春別農協の事例を紹介してみたいと思います。

表4をご覧ください。これはパイロットファーム(以下PFと略)・新酪集落と別海町全体の農地移動の状況を比較して示したものです。表中に「農地移動率」とありますが、これは、売買移動、賃借移動、交換分合による移動面積の経営耕地面積に占める割合となります。これをみると、PF・新酪集落では、八六・四％と町平均よりも高率であることがわかるかと思えます。「売買移動率」も同様の傾向で、特に九〇年以降、その差はだんだん開いてきています。また、その隣に「うち公社率」という欄があります。これは売買移動面積のうち公社事業を利用した面積がどのくらい占めているかを示したものです。

これをみると、PF・新酪集落における売買移動は、全期間を通じて、実に半数以上が公社介入であったことがわかります。ここではかなり前から負債に伴う離農が多く出現していましたから、公社事業を活用した農地の流動化、それを通じた農家の規模拡大は早い段階から進展してきたのです。

しかし、最近、そうした農地取得に対する需要にかけりがみえてきました。今後、需給関係が逆転するのではないかとすることも想定されます。そうなると、域内における農地移動の調整が困難となりますので、農地を維持するためには新たな担い手を創出しなければなりません。こうした状況の中、中春別農協は農事組合法人中春ミルクファームを設立したのです。

実際、離農跡地の受け手となる農家がほとんど存在しない地区もあ

表4 集落類型別農地移動量の比較（別海町）

単位：ha, 戸、%

| P F・新酪集落 | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------|---------------|----------|----------|----------|---------------|-------------|
| | 売買 移動 面積 | 賃貸 移動 面積 | 交換分 合増反 分 | 売買 移動 率 | うち 公社 率 | 賃貸 移動 率 | 交換分 合率 | 農地 移動 率 | 経営 耕地 | 酪農 家数 | 耕地 変化 | 酪農 家 変化 | 農 変 化 |
| 1975-79 | 2,798 | 0 | 1,923 | 19.3 | 71.8 | 0.0 | 13.3 | 32.6 | 14,489 | 414 | 33.5 | -1.2 | |
| 80-84 | 1,950 | 281 | 2,649 | 10.1 | 53.6 | 1.5 | 13.7 | 25.2 | 19,346 | 409 | 12.5 | -3.4 | |
| 85-89 | 1,402 | 1,209 | 0 | 6.4 | 37.1 | 5.6 | 0.0 | 12.0 | 21,770 | 395 | -1.8 | -4.8 | |
| 90-94 | 1,619 | 1,255 | 291 | 7.6 | 49.8 | 5.9 | 1.4 | 14.8 | 21,376 | 376 | -0.1 | -9.3 | |
| 95-99 | 2,121 | 473 | 328 | 9.9 | 30.2 | 2.2 | 1.5 | 13.7 | 21,361 | 341 | -0.9 | -9.7 | |
| 合計 | 9,890 | 3,217 | 5,191 | 46.7 | 50.8 | 15.2 | 24.5 | 86.4 | 21,174 | 308 | 46.1 | -25.6 | |

| 別海町合計 | | | | | | | | | | | | | |
|---------|----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------|---------------|----------|----------|----------|---------------|-------------|
| | 売買 移動 面積 | 賃貸 移動 面積 | 交換分 合増反 分 | 売買 移動 率 | うち 公社 率 | 賃貸 移動 率 | 交換分 合率 | 農地 移動 率 | 経営 耕地 | 酪農 家数 | 耕地 変化 | 酪農 家 変化 | 農 変 化 |
| 1975-79 | 8,829 | 0 | 2,140 | 19.1 | 23.8 | 0.0 | 4.6 | 23.7 | 46,315 | 1,372 | 16.3 | -6.3 | |
| 80-84 | 4,315 | 1,152 | 3,880 | 8.0 | 31.6 | 2.1 | 7.2 | 17.4 | 53,844 | 1,285 | 7.2 | -4.9 | |
| 85-89 | 3,658 | 2,998 | 772 | 6.3 | 26.2 | 5.2 | 1.3 | 12.9 | 57,720 | 1,222 | 3.6 | -6.6 | |
| 90-94 | 3,820 | 2,530 | 1,415 | 6.4 | 32.5 | 4.2 | 2.4 | 13.0 | 59,782 | 1,141 | -0.4 | -8.7 | |
| 95-99 | 3,250 | 2,144 | 915 | 5.5 | 29.2 | 3.6 | 1.5 | 10.6 | 59,544 | 1,042 | 0.1 | -7.1 | |
| 合計 | 23,877 | 8,823 | 9,121 | 40.1 | 27.7 | 14.8 | 15.3 | 70.2 | 59,588 | 968 | 28.6 | -29.4 | |

資料)「農業経営部門別統計」より作成。

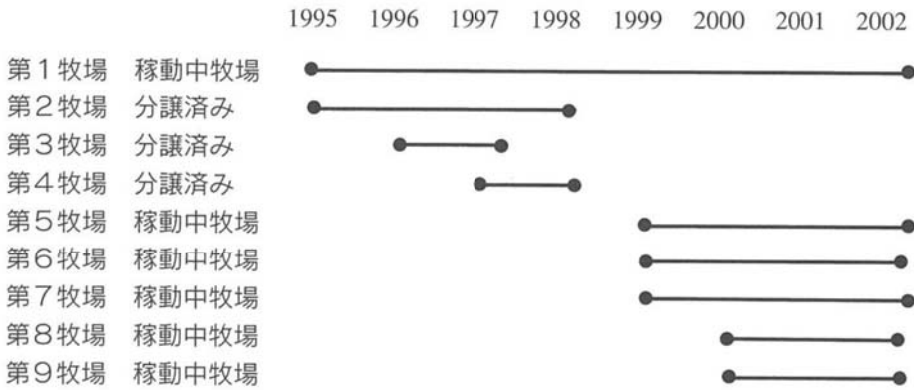


図1 (農) 中春ミルクファーム農場の推移

資料) 中春別農協資料より作成。

注) ●—● は、ミルクファームの稼動期間を示す。

ります。したがって、離農者は、農場を売却して負債を処理することが困難になります。こうした状況に対し、農協はこれまでどおりの負債対策に加えて、前向きな支援策を実施していくことを決断しました。そもそもこの農協は、経営の支援や指導に力を入れていたので、こうした対応が可能だったのでしょうか。

そして、いよいよその支援策を立ち上げることになります。それは、多額の債務を有する農家であっても、担い手の意欲や能力が高ければ、農協がその担い手を指導しながら営農の継続を支援するものです。つまり農協は、そうした農家の牧場を管理しながら、担い手の経営指導をはかっていくことになったわけです。実はこうした取り組みは七七年から始まっています。すでに三戸の農家がこの支援を受けています。農事組合法人中春ミルクファームは九五年に設立された農業生産法人ですが、農協のこうした取り組みを引き継ぐ形で設立されたものであることをここで述べておきたいと思えます。

中春ミルクファームの実績は図1に示したとおりです。図にみるように、この法人はこれまで九つの牧場の管理に携わっています。現在リース期間中の農場が六つありますが、これらはいずれも来年以降に分譲する予定となっています。

分譲までの過程は図2に示したとおりです。離農者の資産は、主に北海道農業開発公社が行うリース事業を通じて中春ミルクファームが取得することになります。また、法人の運営に携わるのは、農協の理事でもある三名の構成員、それと七名の従業員となります。これらのスタッフが図にみるようなプロセスに関わっていくことで、農事組合法人中春ミルクファームは、離農跡地の受け皿機能、農場の分譲機

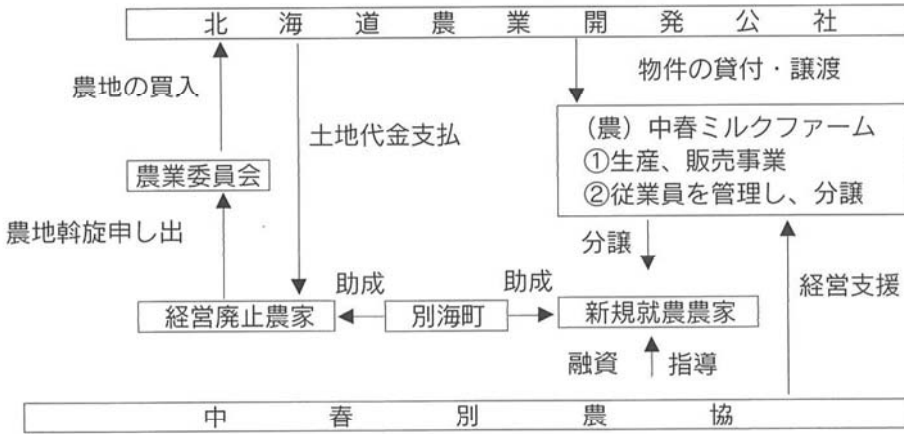


図2 地域農業経営再建緊急対策事業の仕組み

資料) 中春別農協資料より作成。

能、担い手の育成機能を同時に果たしているのです。

四、酪農専業地帯における地域農業の動向と農地問題

— 浜中町の事例 —

最後に浜中町の事例を紹介いたします。ここでのキーワードは農協出資型法人による過疎化の防止対策となります。

その前に浜中町の酪農の概要についてお話しておきましょう。皆さんご承知のとおり、浜中町は道東の酪農専業地帯で、一戸当り草地面積は六〇畝以上に及びます。表5に示したように、センサスにみる牧草専用地は、七〇年から八五年にかけて七、一四三畝から一万四、〇九四畝へとほぼ倍増しています。この間、経産牛頭数もほぼ倍増していますが、一戸当たり面積が四〇畝近くまで増加しましたから、草地型酪農が形成されたといえます。ただし、その後、五年間、酪農率が八〜一〇パーセントで推移したため、二〇〇〇年の畑地面積はやや減少します。

このような動向は、農協の支援事業の展開と少なからず関連があります。表6をご覧ください。八〇年代中頃までの農協の支援事業は、乳牛育成牧場、肉牛肥育センター、酪農技術センターの設置など、経営基盤の確立に関するものが中心となっていました。しかし、八〇年代後半に入ると、酪農の進展に対応する形で、ヘルパー組織の設立、新規参入者の誘致条例の施行、コントラクター事業の開設など、担い手の確保、労働過重への対応、過疎の防止などを目的としたものへと変

表5 浜中町における農業推移

単位：ha、%

| | 1970年 | 1975年 | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農家戸数 | 519 | 421 | 385 | 361 | 329 | 293 | 264 |
| 普通畑 | 330 | 86 | 40 | 9 | 26 | 1,264 | 2,410 |
| 牧草専用畑 | 7,143 | 11,013 | 13,144 | 14,094 | 14,025 | 13,850 | 12,294 |
| 畑地面積 | 7,473 | 11,099 | 13,184 | 14,103 | 14,051 | 15,114 | 14,704 |
| 経産牛頭数 | 5,373 | 8,001 | 9,400 | 9,875 | 10,717 | 12,113 | 14,842 |
| 畑地/戸 | 14.4 | 26.4 | 34.2 | 39.1 | 42.7 | 51.6 | 55.7 |
| 頭数/戸 | 10.4 | 19.0 | 24.4 | 27.4 | 32.6 | 41.3 | 56.2 |
| 農家減少率 (5年間) | | 18.9 | 8.6 | 6.2 | 8.9 | 10.9 | 9.9 |

注) 農業センサス各年次より作成。

表6 浜中町農協による支援事業

| | 支援策 | 目的 |
|-------|---------------|---|
| 1972年 | 乳牛育成牧場 | 酪農経営の確立 労働過重 担い手の確保・過疎化の防止 担い手の確保・労働過重 |
| 1974年 | 生乳の供給過剰化 | |
| 1977年 | 肉牛肥育センター | |
| 1977年 | 酪農技術センター | |
| 1988年 | ヘルパーの開始 | |
| 1991年 | 新規参入者の誘致条例つくる | |
| 1995年 | コントラクター事業の開始 | |

資料) 浜中町農協資料より作成。

化していきます。

ただし、これらの動向は地域ごとに異なります。たとえば、戦後入植者の多い地区では離農の増加テンポが早いのですが、旧開地区では離農のテンポがやや遅いといった実態が確認できます。したがって、離農の進行に伴う過疎化の防止対策は、まずはじめに戦後入植者地区で求められることになるわけです。

こうした事態を重くみた農協は、農協出資型法人の展開による過疎化の防止対策を立ち上げました。まだ構想段階とのことですが、すでに戦後入植地区をモデルにして、その導入にむけた準備を進めています。

もちろん、これまで過疎に対する懸念がなかったわけではありません。九一年に新規就農制度がスタートしていますが、これは増加する離農、ひいては過疎化への対応として設けられたものでした。しかし、それにもかかわらず農家戸数の減少に歯止めがかかりませんでした。

そのため、今回、設立が予定されている法人は、より幅広い目的を持った組織としています。たとえば、離農跡地の取得、研修生や離農者の雇用による人材バンクの運営、法人所有地での牧草収穫・調製、コントラクター・ヘルパーの運営などを実

施したいと考えています。また、周辺農家の農地の集団化に寄与するといった目的も持っています。その際、交換分合を実施することになります。そのフアンドとなる農地はひとまずこの法人が保有する予定となっています。

いろいろと述べてまいりましたが、ここでの法人は、まず第一に農に従事する人口の維持、そして第二に農地の集団化や分業化の推進などを通じた農家支援が目指されているということです。



五、おわりに

以上、三地域の実状とそれに対する取り組みについて報告させていただきました。いずれの地域も、農地取得に関する需要が小さいので、その需給ギャップをうめるために農協出資型法人を設立（または設立を検討）し、そしてそれを農地および農場の受け皿として活用していることとおわかりいただけたかと思います。具体的に申しますと、八雲町では入作地での農地過剰対策、別海町中春別地区では担い手育成および新規就農者創設対策、浜中町では過疎化防止対策がそれぞれ主要課題とされています。そして、農協出資型法人は、こうした地域独自の諸対策に関与しながら、農地保全を成し遂げようとしているのです。

こうした実態に直面しますと、今後、地域が主体となって農地問題に関わっていく場合、農協に対する期待はより一層大きなものになると指摘しないわけにはいきません。担い手の確保が困難な地域では、後継者や新規就農者の育成のために技術や経営に関する細やかな指導も求められます。また、土地利用型農業を志向する場合、地域内での分業体制の確立が必要となります。これらに対応するには、やはり農協の力が必要だと思えます。ここでは農協出資型法人に限定してお話してまいりましたが、その場合、先ほど谷本さんが紹介された清水町で採用されているような手法もごさいます。地域で公社を立ち上げ、それに農協が出資するというものです。ですから、その解決策は何も一つだけではありません。その手法の一つとし農協出資型法人の設立があるということです。

総合討論

座長

坂下 明彦 (北海道大学大学院 教授)

討論参加者

長尾 正克

(札幌大学 教授)

谷本 一志

(北海道東海大学 教授)

柳村 俊介

(酪農学園大学 教授)

發地 喜久治

(酪農学園大学 助教授)

菅沼 弘生

(北海道大学大学院 研究員)

小山 良太

(北海道大学大学院 研究員)

細山 隆夫

(北海道農業研究センター 主任研究官)

米内山 昭和

(米内山農村研究所 主宰)

白旗 哲史

(北海道農政部農地調整課農地企画係 係長)

入江 千晴

(北海道農業協同組合中央会農業振興部 次長)

皆川 吉郎

(財団法人北海道農業開発公社 参事)

佐藤 泉

(財団法人北海道農業開発公社事業推進本部 副本部長)

吉尾 信隆

(財団法人北海道農業開発公社農用地部 部長)

南 洋

(財団法人北海道農業開発公社農用地部農地課 課長)

七戸 長生

(社団法人北海道地域農業研究所 所長)

宮田 義行

(社団法人北海道地域農業研究所 専務理事)

黒澤 不二男

(社団法人北海道地域農業研究所 常務理事)

奈良 孝一

(社団法人北海道地域農業研究所 特別研究員)

川原 和雄

(社団法人北海道地域農業研究所 専任研究員)

井上 誠司

(社団法人北海道地域農業研究所 専任研究員)

※所属・職名は研究会開催時(二〇〇三年五月二十九日)のものである。



坂下 この研究会は、構造改革特区に関する議論が一つのきっかけとなって始まっておりまして、そういう意味では、まず第一に企業の農業参入について考えるのが適切かと思いません。しかし、今、菅沼さんが報告されましたように、その数は決して多くないんですが、中

は農協や農業生産法人が農地の受け手になっているところもあります。「受け手がいないから企業に買ってもらおう」という話とは違わんぞね。

いずれにしても、いろいろな動きがありまして、全体を通して議論するのはちょっと難しいんじゃないかと思えます。そこで、まずはじめに菅沼さんの報告に関する議論を行います。実態報告が中心でしたから、皆さんお聞きしたいことが沢山あるんじゃないかと思うんです。その後、農地制度について、続いて企業参入について議論していきたいと思えます。では、まず菅沼さんの報告に対して、ごなたか質問ございませんか。

一、農地保有合理化事業と農協出資法人

長尾 紹介された事例はいずれも農協が関わっているようで

すが、これらは農協が農地保有合理化法人の資格を得て、それを活用しながら農地を維持していることとしていようか。そのあたりは仕組みがよくわからなかったのを教えてください。それと、これは發地先生のお話にも関わることですが、コントラクターはどのような主体が運営しているのですか。地元の土建業者に作業を委託しているという話をよく聞くんだけれども、私はそのような業者がいずれ期待されていた仕事をするのをやめてしまつて、農地を漬すようになるんじゃないかと心配しているんです。

菅沼 ここで紹介した三農協は、いずれも農地保有合理化法人の資格を取得していません。中には構想に留まっている事例もありますが、三つとも農家を構成員とする農協出資の農業生産法人が農地を取得するものです。合理化事業の実施にあたっては、北海道農業開発公社が間に入ることになります。なお、これらの法人は農協とは別組織になっていますが、法人に対し農協は、出資、人材派遣、それと財政的支援を行っていますので、両者の関係は濃密であるといえます。

コントラクターについてですが、八雲町や浜中町は、これを地域内の人材バンクとして位置づけています。新規就農予定者や離農者といった人材を活用し、牧草の収穫や調整を行うという組織です。また、町内の民間コントラクターも活用する予定になっていて、これらの地域に関していえば、長尾さんが指摘した心配はないようです。

黒澤 これらの地域では農地保有合理化法人の資格を取得し

ようという構想はなかったのですか。

菅 沼 いいえ。八雲と浜中ではそのような動きがありました。

坂 下 制度上可能でも、現実的に農地を買いつのは難しいですかね。

谷 本 そうですね。私もこれらの地域から合理化法人による売買の是非について相談を受けていたんです。でも、結局、それは難しいだろうという結論に至りました。そこで、農協出資法人を設立し、それを農地の受け皿にしようとしているんです。

二、農協出資法人による

出作・入作関係の解消

柳 村 八雲における農地所有再編は、どういう意味を持っているのですか。必ずしも出作・入作関係を解消するという意味ではないようですね。

菅 沼 いいえ。最大の目的は出作・入作関係の解消にあります。出作地を持つ農家が自分達の集落の離農跡地を取得して出作地を手放すという意向が強くなってきたので、その出作地を法人が引き受ける予定になっています。それにより出作・入作関係も解消できるだろう

うと考えているのです。

柳 村 つまり、出作地で耕作している農家は、その農地を持って余しているということですね。言い換えれば、上八雲のような入作集落ではその農地を買って欲しいんだけども買ってもらえない。そこで、農協が法人を作つてそこで引き受けよう。そういうことなんですね。

坂 下 出作している農家にとつてみれば、自分達の集落でも農地が余っているんだから、出作地を引き上げて、その代わりに周辺の農地を買おう。つまり、農地を買い換えようということなんです。さらには、余ってしまった農地を法人が買い取り、同時に交換分合をセツトで行つて、一気に分散まで解消してしまおうといったあたりもあるんです。

柳 村 その場合、法人に出資するのは入作集落の上八雲の農家なんですね。ということは、結局、上八雲の農家が出資した法人が農地の受け手になるのですね。

菅 沼 そうです。しかし、そこに新規就農希望者を受け入れることも想定しています。また、上八雲集落の農家は法人に農地を賃貸し、法人はその農地を利用して牧草の生産、収穫、供給、それと乳牛の育成を担当します。ですから、農家は単に農地の受け皿となる法人の構成員に留まるわけではありません。法人と連携しながら、効率的

な酪農経営を実現させようとしているのです。

三、負債対策と農協出資法人

白旗 現在、J A出資法人は道内に八つあると思うのですが、これらはほとんど負債対策のために作られたものなんですね。公社の方がいらつしやるので、ちょっと言いづらいのですが、多額の負債を背負っている農家が合理化事業を活用するのは、実際、難しいです。そこで、その受け皿となる担い手が必要になってくるわけです。その典型がJ A出資法人なんですね。ですから、農地の再編を進めようとか、新規就農者を受け入れようといった計画は、基本的にその後の話になるわけでして、まずは負債対策の一環として農地を動かすというのがこの法人の最大のねらいではないかと思うんです。負債対策という目的からスタートしている以上、その他の取り組みは負債の整理を済ませてからということにならざるを得ません。

井上 先ほどから話題になっている清水町の農業サポートセンターは、そもそも労働力支援を目的に設置されたものですが、最近J A出資法人となりました。これは負債対策のために行われたものではありません。清水町には合理化法人の資格を有する農業公社がありますが、そこが中間保有している農地を農家が引き受けられなくなつた場合を想定して、農業サポートセンターの組織を改編したんですね。つまり、この組織はJ A出資法人となることで農地の受け皿機能も持

つようになったんです。

白旗 対外的に負債対策で法人を作りましたとは言えないですよ。私が調査したところ、大概のJ A出資法人は負債対策のために設立されていました。

井上 そうとは限らないと思うのですが。

黒澤 浜中は清水と同じような経緯があつてあの構想をたてたんじゃないのかな。

柳村 ところで、J A出資法人の定義はどうなっているんですか。農協の理事が構成員となっている法人を意味しているわけではないでしょう。

白旗 農協が出資している法人のことです。

柳村 だとすれば、負債対策を行うために農協が関わっている法人はもつと沢山ありますよ。負債対策のために農協理事が構成員となって成立した法人が道内に八つしかないなんてことはないはずですよ。

白旗 農協が直接出資している法人に限定すると八つだということですよ。



皆川 市町村の合理化法人は賃貸借に関わる。道公社は主に売買に関わる。そうした状況の中で、農地の受け手がいない場合どうすればよいか。制度という制約のある中で、地元の皆さんが知恵を出しあって作り上げたのが農協の出資する農業生産法人という農地の受け皿組織だった。整理して言えばこういってほしい。

坂下 八雲の場合、出作が属する集落にも余剰農地が出てきた。それを何とかしなければならぬ。もちろん出作地も何とかしなければならぬ。これらに対応するために法人が設立されようとしているわけです。そういう意味では、必ずしも負債対策のために農協出資法人が設立されるわけではないでしょうね。

四、農協出資法人による農地集積の可能性

黒澤 八雲の出作集落に属する農家は、かつて自分達がいる集落の地価が高かったのでなかなか農地が買えなかった。そのため、安い土地を求めて出作を始めたということなのですが。

坂下 いいえ。出作集落は優等地に属しますから離農する農家がそんなにいなかったんです。だから農地が赤るようなことも、これまでなかったんですね。

黒澤 わかりました。つまり、最近になって、出作集落でも離

農が増えてきたので、出作部分を処理して集落内の優等地を引き受ければ、そこに属する農家は農地の集積が可能になる。しかも、出作部分は法人が引き受けてくれる。そういうことですね。成功すれば見事ですね。でも、この方式、一般性を持つのでしょうか。他の地域でも実現する可能性はあるのかな。

菅 沼 八雲のほかにもこのようなシステムを立ち上げようとしている農協はあると思います。先ほど白糠町や紋別市の例を挙げましたが、こうした沢地の酪農地帯では、中流部から上流部に位置するしかも住居から一〇キロメートル以上も離れた場所にある農地を所有している下流部の農家が結構存在するんです。また、これも先ほど申しましたが、こうした構造はこれまでの規模拡大過程を通じて成立しています。どの地域も成立過程は基本的に同じなんです。ですから八雲での取り組みは、こうした構造を再編する手法として普遍性を持っているのではないかと思います。

ただし、法人を継続的に運営していくためには今後どのような事業を導入すればよいのか、さらには、実際、集落の農家がもれなく参加してくれるのかという点は、まだはつきりしておりません。これらについては、部落懇談会で頻繁に議論されるものの、なかなか合意が得られないとのことですね。

坂 下 出作集落の農家も、入作集落の農家も、相当な経営転換をはからないと実現は難しいかもしれませんね。

五、地方分権のあり方と農地問題

坂 下 さて、話題を谷本さんが報告された農地利用と農地制度の話にうつしたいと思います。現在、規制緩和という問題が注目されていますが、一体、農地に関わってどこが責任を持つのかということにははつきりしていません。谷本さんが地方分権はやりすぎだと先ほど報告されましたけれども、確かに特区というのは無法地帯ですから、それを肯定的にみるのはいかがでしょうか。

農地利用に関して言えば、一方で環境保全と言いつつ、他方で市場原理がはびこっているという現実をどうとらえればよいのか、議論しなければならぬでしょう。「国土は単に経済の問題のみならず環境の問題にも関わっているのだから、農地についても従来してきた産業としての側面だけでなく、多面的な役割についても考えなければならぬ」と言われて久しいわけですが、こうした指摘をどう理解すればよいのか、検討しなければならぬと思うんです。

それと、耕作者主義という戦後自作農体制の根幹といわれている部分をどうとらえればよいのか議論しなければなりません。たとえば田代さんは「耕作者主義を守らなければもう終わりだ」とまで言っているのですが、そうした理解でよいのか。谷本さんもほぼ同じ主張だと思いますけれども、この件につきましては皆さんそれぞれ意見を持っています。いろいろ論点を整理してみましたが、どなたでもかまいません。何かご意見ございませんか。

いろいろな論点を整理してみましたけれども、どなたでもかまいません。何かご意見ございませんか。

發 地

地方分権についてお話をさせていただきます。確か農林水産省で出している農山村振興研究会の報告書を読んで知ったのですが、これについては神戸市の条例がモデルとしてよく用いられているようなんです。これを見ると、市町村で総合的な法体系を整備するには、越えなければならぬ高い垣根があることがわかります。この垣根というのは法律の垣根ではなくて、実は行政の縦割りシステムなんです。

都市は都市計画法、農村は農地法と農振法、山村は森林法とそれそれ法体系が異なります。国土法という大本の法律もあるのですが、基本的に土地の移動に関してはそれぞれ規制があるわけです。田代さんが「耕作者主義は金科玉条」とよく言うのは、おそらく農地法以外の法律にそのような選択肢が存在しないからだと思うんです。これでは不十分というのであれば、総合的な土地利用計画を策定するしかありません。都市、農村、山村がバラバラになっているところを総合化する。そして、きちんとした土地利用計画を策定した上で耕作者主義を維持していくということです。しかし、これはとても難しい話なので、結果的に農地法の枠組みの中で耕作者主義を守るしかないというのが現状なのではないかと思っんです。

谷 本 地方分権に関して議論をつめていくとそういう話になるのでしようね。ただし、それに対する市町村の考え方は相当異なっていて、かなり温度差があります。仮にこれらをすべて認めてしまうと、国土計画をはじめ、国全体を掌握する計画や法体系はほとんど無視されてしまうのではないのでしょうか。最悪の場合、無法地帯になっ

てしまうことも考えられます。

ドイツでは上位法がかなり尊重されています。その一方で、日本はあたかも下克上のように上位法よりも下位法が優先されてもいいと言えるのでしょうか。国土保全や食料主権を重視するのであれば、従来どおり農地法をはじめとした法体系が横並びでもいいから存在し、そして地方分権についてもその枠組みの中で考えていかなければならないと私は思っています。

黒 澤 今年の三月、地域土地利用計画策定モデル事業に関するワークショップが二セコ町で開催されました。そもそもこのワークショップは、「国や道の法体系には限界がある。その改正をわれわれは待ってられない。それなら今、地域でどのようなことがやれるのか考えてみよう」という意識で始まったものなのです。そこで、町の担当者が持っている土地利用に対する意識や正しいゾーニングのあり方などについていろいろと議論されたと聞いております。

こうした事例を見ると、いつも感じることがあります。それは、下から論議を巻き起こしていくことの重要さです。やはり、国や道の制度の枠組みの中ではどうにもならないことが沢山あります。ですから、まず第一に、現地の方々が現地の視点からみて、何が問題なのか、そして何が必要なのか、考えていかなければならないと思いますね。

坂 下 日本の場合、土地所有を規制することで農地を不動産市場から隔離してきました。ただし、このような囲い込み型の制度とい

うのは、世界的視野からみると稀なんです。たとえば、農地法は、所有権で縛っているような法律です。農振法もありますけれども、これは都市計画法を裏返して作ったものですから、本来、国土計画を通じた農地保全システムというものは存在しません。そういうものが存在しないにもかかわらず、今までの縛りを取っ払ってしまおうというのでから、減茶苦茶な状態になるのは当たり前だと思います。したがって、不動産市場から隔離されていないところで一体どのような規制が必要になってくるのか、今後、議論していかなければならないと感じています。そういう意味で、今、黒澤さんがおっしゃったような各地域において考えるべきことは考えていくという姿勢は重要かと思えます。

長尾 地方分権の行き過ぎというのはすごく気になりますね。国土交通省できちんと土地利用を規制しなければならぬのに、反対に政府が特区を認めてそれを推進しているというのは明らかに問題です。そもそも特区を考えた小泉内閣に問題があるという気がするのですが。

發地 行き過ぎなのは特区というよりむしろ、線引き、より正確に言えば再線引きに関する姿勢です。「特定のエリア内において、市町村の裁量で、農地として利用するところと転用するところを決めていいですよ。それは条例を根拠にしないよ」と言っているのですが、これははっきり言って市町村に対する裁量権の丸投げですよ。谷本さんが先ほど指摘されたように、一方でナショナルな意味での食料

自給率の向上とっておきながら、他方でそのためにどのくらいの農地が必要なのかその目標がまったく設定されていないのですから。

坂下 地域性について申しますと、今までわれわれは「北海道は日本の法律にあわない」と言い続けてきたんです。でも、今になって考えてみると、「北海道の実態にも合うじゃないか」という側面が出てきたのは事実だと思います。ただし、本当にこれでよいのか、今後、慎重に考えていく必要はありますね。

六、地域農業の動向と耕作主義の考え方

皆川 耕作主義についてちょっと考えてみたいと思います。發地さんの報告によると、株式会社形態の建設業者や中小企業を巻き込んで、産業としての農業をどうすべきか考えている地域があるとのことです。また、菅沼さんの報告によると、離農者が沢山出てきて理想的な耕作主義を貫きたくても買けない。だからJA出資型法人がその役割を果たすべきものとして各地に設立されているんだよ。そういうお話でした。

でも、現実はそのなに生易しいものではないと私は思っているんです。地域の状況というのは、同じ北海道といえども地域ごとにかなり異なっています。ですから、産業政策ひいては農業政策のあり方も、当然地域ごとに異なっていなければならないんですね。そのあたりをもう少し踏み込んで考えていただければと思っています。



發地さんが紹介された北竜、それとよく取り上げられる長沼などは、ある程度人口が定着している道央圏の話ですよね。それじゃ、それ以外の地域もそれでよいのかというと、決してそうではないと思うんです。私はかつて幌加内で仕事をさせていたことがありますが、今、あそこはかなり厳しい状況になっていて困っているんですよ。国営農地開発事業を導入しまして、一〇〇畝の農地を造成したんですけども、元に戻ってしまっているんですね。

このような実態に直面しますと、同じ北海道内の地域であっても、その対応は地域ごとに異なっているという気がするんですね。それは基幹作物によって異なってくるものかもしれませんが。となれば、耕作者主義の理解の仕方も地域ごとに違ってくるはずなんです。言い換えれば、必ずしも耕作者主義を前提として農地を維持していく理由はないということです。ですから、各地で働いている農業関係の皆さんは、その地域が何らかの形で一歩前進できるような最適な振興策を、運動論的視点だけでなく、政策論的視点も加えて考えていかなければならない。そのように思っています。

谷 本 ご指摘のように地域農業の実態はかなり異なっています。ですから、幌加内や白滝の実態を基準にして、道南や道東の農地問題について考えるわけにはいきません。

それと、もうひとつ言っておきたいのは、現実的に考えると耕作者主義を貫き通すのはちょっと難しいのではないかと思います。菅沼さんが報告された事例のように、いくつかの地域では農協がなんとかしようとしています。しかし、そのような事例も、採算が合わなけ

れば赤字が累積してしまいますから、やがて撤退ということも考えられるわけです。つまり、万能な手法は必ずしも存在しないということなんですね。

ですから、今、北海道には一二〇万畝の農地があるわけですが、これらすべてを耕作者主義を前提として維持していくのは難しいのではないかと考えています。維持するのが無理そうなところ、たとえば地価が高い時に開畑したところや負債が累積しているところなどが該当してきますが、そうした土地はおそらくこれから少なからず出てくるんじゃないかと思うんです。そのようなところは撤退もやむを得ない。適切な言い方じゃないかもしれませんが「ちょっと撤退しながら耕作者主義を貫け」と。そう言いたいです。

そのような土地が果たしてどのくらい出てくるのかわかりません。また、その活用方法を確立するのも難しいと思います。資産価値の低下は免れませんが、市町村が工夫して再利用したり、あるいは植林するのが適切なんでしょうね。それすらコストがかかって困難というのであれば、もう、そっとしておくしかないでしょう。確か以前、黒澤常務もそんなことを。

黒澤 私もそんなこと言った記憶があります。

谷本 ですから、地域農業を発展させていくためには、今、無理して採算の合わない農地を活用するよりも、そうした土地は将来のためにそっとしておいた方がいいというような気がするんですよ。

七、企業参入と農地の維持

皆川 先ほど發地さんがお話された白滝は、農地を維持していくのが非常に困難な地域だと思うんです。地元の土建業者が農業に関わっているとのことですが、その会社の従業員と農家の方はおそらく同じなんですよ。つまり、一両者の力を合わせて地域を維持していきましよう」といった姿勢で取り組んでいるんですよ。こうした事例をみますと、株式会社を一方的に批判するのは果たしてどうかなと思ってしまう。厳しい状況の中で農家や土建業者がお互い知恵を出し合いながら雇用を創出している。そして地域を維持している。そういう点に注目しないとダメじゃないかと思うんですね。企業参入に批判的な方もいるかと思うのですが、丸紅や住友商事といった巨大企業が参入してくるわけじゃないのですから。そういう株式会社一般論とは一線を画して考えないといけないんじゃないかなと思いますね。

長尾 でも、どんな企業だって転用の許可を出したら転用しちゃうでしょ。特区では転用させないということはできないのですか。

白旗 特区と転用は関係ないと思います。特区に関わって議論されているのは、農業生産法人ではない法人にも農業経営を認めようということですよ。

長尾 では、仮に企業が破産したら農地はどうなるのですか。

白旗 農地は借りているだけですから、破産した場合、農家に返すこととなります。

長尾 そうすると、借地権に関する法律を改正すべきなのかな。「農地としてしか使えませんか」というように。

米内山 それは農地法の適用を受けているでしょ。

坂下 別に株式会社が土地を取得しなくても、そのようなことはできませんよね。土地を借りていって、農地ではなくしちゃって、その上で開発を申請して許可を受ければいいんですから。問題はそういう企業には農地を使わせないという地域合意があるかどうかということじゃないですか。

長尾 じゃあ、真面目に農業をしていなければ、その農地は転用されちゃってもいいっていうこと。

黒澤 先ほど谷本さんが言われたように、耕作者主義でカバーできる部分とできない部分が出てきたと思うんです。ですから、その耕作者という言葉の定義も、より幅広く捉える必要が出てきたんじゃないかと思うんですね。これまで使われてきた定義を用いるのか、それとも農業者だけじゃない関連グループも含めて捉えるのか、いずれ

か一方のスタンスに立たなければならなかったのではないのでしょうか。

谷本 皆川さんがお話されていましたが、遠別や北檜山で確認できるように、土建業者が農業経営を行っている事例はすでにあるんですよ。それに、これらは耕作者主義を貫いていると言えます。決して農業者が組織のトップじゃなくても、農業専従者をおくことが義務づけられましたから、曲がりなりにも耕作者主義的が貫かれているんです。この農業専従者が耕作しているという部分が、耕作者主義を拡大解釈するにあたっての限界といえるでしょうね。

皆川 ということは、法人の構成員が自然人で、それが農業に従事していればよいということですね。たとえば、先日ご報告されたイソップアグリシステムの門脇さんは代表取締役であって農業には従事していません。けれども、構成員の方々が農業に従事している。だから合法的であるよ。

谷本 ええ。制度上、問題ありません。

八、地域主体の取り組みの意義と

法制度上の課題

皆川 しかし、すでに多数の離農が出現しているわけです。こ

のような状況ですから、たとえ株式会社が参入したとしても、耕作放棄地の発生を完全に防止できるとは思えません。したがって、株式会社の参入の是非についてのみ議論しておけばよいというわけにはいかないのでしょうか。

長尾 多額の負債を抱えている農家が離農した場合、農協が不良債権を抱えてしまつてやがて農協経営が成り立たなくなるといった問題もあるでしょう。

皆川 農協が買ってくれるなり、それはいいことですよ。

吉尾 先ほど報告のあった八雲のように、地域内にどのような取り組みが用意されているかがひとつのポイントになると思いますが、地域の皆さんが自分達でやっこうというのであればそれもいいでしょう。そのような取り組みが成立するまでの経緯を調べてみれば、地域ごとにいろいろな事情がみえてくるのではないのでしょうか。

皆川 中春別の取り組みが紹介されましたけれども、天北にも同じような事例があるんです。破綻しそうな農場を支えて、将来、後継者に引き渡して再生させるという取り組みです。こうした取り組みは評価に値すると思うし、これを考えた人も良い知恵を持っているなあと思えましたね。

奈良 中春別のシステムに関して疑問があります。菅沼さんの

資料によると、第一牧場だけが一〇年近くもミルクファームの中で維持されているのですが、なぜそのような状況になっているのですか。その他の牧場は二年から四年程度で分譲されていますよね。牧場ごとに何か特別な事情でもあるのでしょうか。

菅沼 第一牧場はミルクファームの拠点なんです。つまり、ミルクファームの生産基地としてずっと維持し続ける牧場なんです。第二牧場以降が一定の保有期間を経た後、能力のある従業員に売り渡す予定としているものです。

黒澤 かつて、制度上の問題があるのでこの牧場についてはあまりふれないでくれと農協に言われましたよね。その後、状況は変わったの。

菅沼 今でも状況は変わらないと思います。すべての牧場が譲渡可能なのかといった悩みもありますし。

黒澤 制度上の問題はあるけれども、知恵をしぼって作り上げたこのシステムは成功すれば意義があるんだ。そういう意識でやっているわけですね。

菅沼 はい。

皆川 第一牧場は別として、その他の牧場は農地法の体裁をう

まく維持しながら売買を成し遂げているといった感じがしますね。それが農地法の目指すところなのかどうかといった問題はありますけどね。

白旗 暖簾分けを前提にしているので、農地法第三条に引かかるんですよ。

黒澤 だとしたら、あまりふれられない組織なんですよ。あくまでも緊急避難的な方法なんだとしか言いようがない。

坂下 ところで、これはオヤジを引退させて息子に引き継がせるというのが目的なんですよ。だとしたら、経営継承のパターンのひとつとしてみた方が適切でしょうね。負債対策がらみのね。一旦、所有権が途絶えちゃってるんですけども、それは負債対策という側面が強いですからね。

長尾 でも、農地法の観点からみると、このシステムは後継者が一旦小作に変わるわけだから自作農主義が貴かれているとはいえないですよ。そこに法制上の問題はないのですか。

坂下 ないとは言えませんが、問題の視点が違つてですよ。

井上 確かに制度上の問題はあると思います。しかし、このようなシステムが各地で注目されているのは事実です。現にこの事例を

モデルとした組織が天北だけでなく網走管内でも設立されたと聞いております。こうした実態に直面しますと、法制度がどうであれ、地域ではこのようなシステムが求められているんだということを実感しますね。各地でこのような組織が出現するようなことがあれば、やがて制度が変わっていくことだってあり得るんじゃないでしょうか。

谷本 地域にとって有益な組織であるということ。これは間違いないですね。

九、都府県の中山間地域と北海道の相違点

坂下 さて、時間もなくなってきましたので、このへんで細山さんにこれまでの議論に関して府県の実態と比較しながら何か一言お話ししていただきましょう。

細山 私はこれまで道内各地を調査してきましたけれども、五年ほど北海道を離れていたものですから、この研究会を通じて、これまで知らなかったいろいろなお話をうかがうことができました。五年間は長かったなとつくづく実感しております。

そんな中で印象に残っているのは、發地さんが紹介された東頸城農業特区の事例です。実は私がかつていた北陸の事例なので印象深かったという理由もあります。ここは一般的に言う中山間地域をはるかに上回る条件の厳しいところですよ。相当な急傾斜の棚田地域で

あると言えはわかりやすいかもしれませんが。こうした棚田を維持していく、同時に農村景観を維持していく、そしてそれを地域内の土建業者と一緒に維持していくという動きは、農業生産の視点からみれば問題があるかもしれないけれども、なかなか面白いなあと思いました。農業の担い手がほとんどいないような地域ですから、こうした手法が注目されるのでしょうか。

ただし、どなたかが発言されていたかと思いますが、北海道とはちょっと違うのではないかなあという気がするんです。北海道は農業専業地域ですから、いくら建設業のウエイトが高いと言っても、産業別就業人口の構成は北陸とはかなり違います。ですから、この点をもう少し深く分析してみる必要があるのではないかと感じましたね。

十、今後の取り組みに向けて

坂下 では、最後に、この研究会のこれまでの取り組み経過についてご報告いただいた米内山先生にまとめていただきますように。

米内山 この研究会は、「農地制度改革に関する研究会」と銘打って取り組みはじめたわけです。しかし、実際、議論をはじめてみると、制度だけでなく、規制の問題も、あるいは利用の問題も、様々な問題を議論していかなければならなくなりました。つまり、農地問題を広義に捉え、そして農地問題全体の議論を行っていく必要に迫られたと

いうことです。農地制度の問題というのはその中のひとつだったんですね。

ただ、これまでの取り組みを整理してみると、農地制度改革というところにフォーカスが当たっていたのは事実です。こうした形で、農地問題を議論していくことは重要ですから、引き続きこの研究が展開していくようお願いいたします。

坂下 どうもありがとうございました。今のご発言をもってまじめにかえさせていただきたいと思います。

— 付記 —

お忙しい中、これまで研究会にてご報告いただいた皆様、ならびに研究会にご出席いただいた皆様にごの場を借りて厚くお礼申し上げます。なお、皆様には各々の所属機関の代表としてではなく、一個人としてこの研究会に接していただきました。おかげさまで、躍動的な議論が繰り広げられたのではないかと思います。

本研究会はこれにて一旦閉会とさせていただきますが、機会があれば再開する予定としております。再度ご協力いただきたく機会があるかと存じますが、その節にはどうかよろしくお願い申し上げます。

なお、研究会討論の取りまとめは事務局が行いました。発言内容については忠実に再現した上で表記したつもりですが、中には発言者の趣意に合致していない部分があるかもしれません。その点につきましては、何卒ご容赦いただきたくお願い申し上げます。 (事務局)